

富士見台駅北部地区 まちづくり通信

平成29年9月発行

【発行】練馬区 都市整備部 東部地域まちづくり課

富士見台駅北部地区のまちづくりにご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。 このまちづくり通信は、地区のみなさまとまちづくりの情報を共有するために発行しています。

現在、富士見台駅北部地区では、安全・安心なまちづくりを目標に、"地区計画"と"新たな防 <u>火規制"の導入について検討しています。地区計画および新たな防火規制について、地区のみ</u> なさまのご意向を確認させていただくため、アンケート調査にご協力お願いします。

特別号

〇1面

: 地区計画、新たな防火規制とは?

の 内容

○2,3,4面:今後検討していく地区計画のイメージについて 〇5.6面 :富士見台駅北部地区の新たな防火規制について

現状

子どもたちのためにも

いきたいな

もっと住みやすい環境に

地区計画について

地区計画とは?

地区計画とは、地区の課題や 特徴を踏まえ、住民と区が連 携しながら、まちの将来像を 設定し、その実現に向け、地区 独自に建物の建て方のルール を定める手法のことです。

地区計画で何を定めるの?

道路や公園などを「地区施設」 として定めます。

地区計画でまちづくりのルールをつくって、 まちが良い環境になるよう誘導しよう!

隣の家が近接して

居住環境が悪化した

ブロック塀などが多く

閉鎖的な通りになって

建てられて

) 自分たちでもこの

地区の将来を考え

たいな

出典:全国地区計画推進協議会

また「地区整備計画」で道路・公園などの位置や建築物などのルールを定めます。

が 近所に何が建つ

分からないから

下安だわ

新たな防火規制について

このまま放っておくと・・・

大きな建物により

日影が生じてしまった

二開発により

狭小敷地になっ

しまった

富士見台駅北部地区地区計

内容についてはこちら

新たな防火規制の内容に

新たな防火規制とは?

新たな防火規制とは、地域全体の 防火性を高めることを目的に、燃 えにくい建物の建築を義務付ける 規制手法のことです。新たな防火 規制が指定されると、家を建てる 時、準防火地域※1においては、現在 の基準よりも耐火性能を高めた計 画とすることが求められます。

現在の防火規制(準防火地域) 新たな防火規制 4階以上 耐火建築物 4階以上 耐火建築物 準耐火建築物 3階 準耐火建築物等 2階 防火木造 建築物 **% 2** 1 階 延べ面積 延べ面積 500㎡まで1,500㎡まで 延べ面積 50mまで 延べ面積 500mまで

※1富士見台駅北部地区の準防火地域については、P. 6を参照 ※2延べ面積が50㎡以内の平家建の附属建築物で、外壁および 軒裏が防火構造のものならば建築可能

3階

2階

1 階

なぜこの地区に地区計画?

貫井・富士見台地区は約50%の道路が幅員4m未満となっており(左図)、災害が発生した場合、消火・救助や避難に問題があると想定される「消防活動困難区域*」が40%近くを占めている状況です(右図)。そのため、安全・安心なまちづくりをすすめるために地区計画を定めることを検討しています。

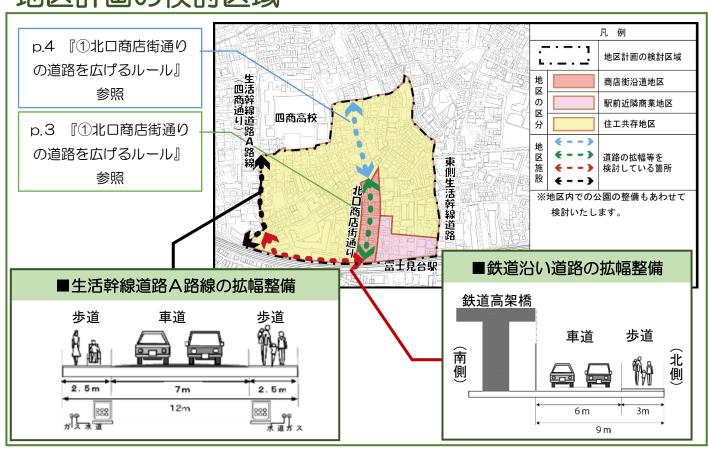


地区計画の目的

- 道路等の都市基盤整備による防災性の向上
- ・ 歩行者の安全に配慮したまちなみの更新
- ・駅周辺の将来像「安心・快適な居心地のよい住商共存のまち」の実現

ふまえ、消防活動が容易にできると想定されている半径140mの範囲に含まれない区域を指します。

地区計画の検討区域

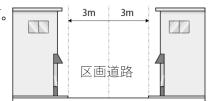


商店街沿道地区

① 北口商店街通りの道路を広げるルール

北口商店街通りを、6m道路へと拡幅していきます。

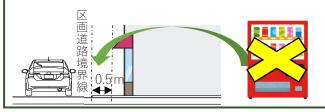
⇒歩行者の安全性の向上、地域の防災性 の向上、人通りが増えることによる商 店街の活性化が期待できます。また、 消防活動困難区域を大幅に解消するこ とができます。



③壁面後退区域における 工作物に関するルール

壁面線の制限により生み出された空間については、門、へい、広告物、看板、自動販売機等の工作物の設置を制限していきます。

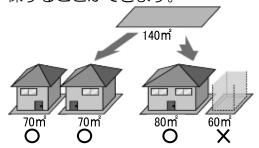
⇒空間にゆとりが生まれることによ り、安心して歩行することができる ようになります。



⑤建物敷地の細分化を防止するルール

敷地面積の最低限度を 70 ㎡と定めていきます。(※もともと 70 ㎡に満たない敷地は現状のまま利用できます。)

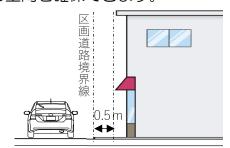
⇒敷地の分割によって新たに狭い土地 が生まれなくなり、日照・通風等も確 保することができます。



②壁面線のルール

北口商店街においては、外壁等の面から区画道路境界線までの距離は、50cm以上としていきます。

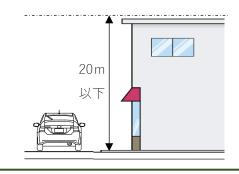
⇒後退区域を店先空間等として有効活 用することにより、賑わいを創出す る空間を確保できます。



4建物高さのルール

建物の高さの最高限度を 20mに制限し ていきます。

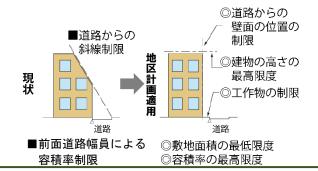
⇒圧迫感のある建物の建設を抑制することができます。



⑥街並み誘導型地区計画

②~⑤のルールを決めることにより、緩和も 受けられるようにしていきます。

⇒建築基準法で定められている道路斜線制 限などを緩和することができ、整形な建 物で床面積を確保することができます。



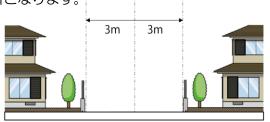
住工共存地区

① 北口商店街通りの道路を広げるルール

駅から都立四商高校方面に通り抜けることができる、幅員6mの道路を整備していきます。

⇒歩行者の安全性の向上、地域の防災性 の向上、人通りが増えることによる商 店街の活性化が期待できます。また、 消防活動困難区域を大幅に解消する ことができるだけでなく、防犯性の向 上も期待できます。

※p.2『地区計画の検討区域』の < - → の箇所となります。</p>



防災の必要性

- ○平成 28 年 12 月 22 日に発生した糸魚川 市駅北大火では、1 軒の飲食店から広がり、 鎮火まで約 30 時間、焼失面積 4 万㎡、 147棟の建物を焼損させました。
- 〇幸いにして死者は出なかったものの、消防 団員を含む 17 名が負傷しています。
- 〇これほど大規模な火災となった要因の1 つとして、木造住宅が密集していたことが 挙げられます。





提供: 糸魚川市

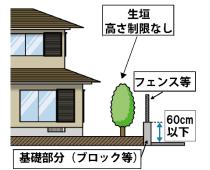
○富士見台駅北部地区ではこのような災害 を教訓に、燃えにくい建物を増やし、地区 の防災性を高める取組みの検討をしてま いります。

住工共存地区および駅前近隣商業地区

① 垣またはさくのルール

道路に面して設ける垣またはさくの構造について、地盤面から 60 cmまではブロック塀等を可能とし、それ以上の部分は生垣またはフェンスとしていきます。

⇒災害時の倒壊による死傷、道路の閉塞等 の危険性が減少します。フェンスの場合 は見通しが良くなるため、防犯効果も期 待できます。



※住工共存地区・ 駅前近隣商業 地区の両方の ルールです。

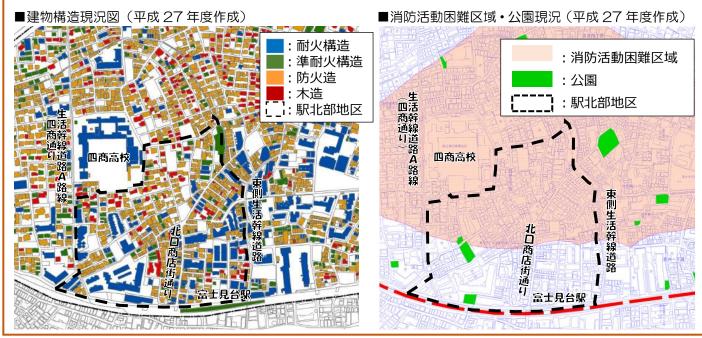


妸

なぜこの地区に新たな防火規制?

貫井・富士見台地区全体の建物棟数の約76%が防火造・木造となっています。当地区(駅北部地区)においても防火造・木造の割合が高く(左図)、火災が発生すると延焼する危険性が高い状況にあります。また、幅員6m以上の道路は西武線沿いの道しかなく、災害時に消防車などが入れなくなるおそれがある消防活動困難区域が広がっています。

そのため、地区の建物を火災に強い構造である耐火建築物や準耐火建築物として建替えを促進することで、地区全体の安全性の向上を目的に新たな防火規制の導入を検討しています。



耐火建築物とは?準耐火建築物とは?

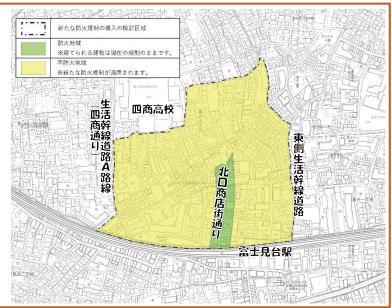
火災への強さが強い順に、耐火建築物、準耐火建築物、防火木 ■燃えにくい建物 造建築物となります。耐火建築物は、鉄筋コンクリート造や耐 ①耐火建築物 火対策を施した鉄骨造などの建築物が当てはまります。 準耐 火建築物は、鉄骨造や指定された基準を満たした木造の建築 ②準耐火建築物 物が当てはまります。 ③防火木造建築物 例1 木造の準耐火建築物 例2 鉄骨造の準耐火建築物 屋根(コンクリートパネル) `はり(鉄骨) 屋根(30分) 床(コンクリートパネル) はり(45分) (コンクリートパネル) 延焼のおそれのある部分の開口部 柱 間仕切壁 (網入りガラスなどの防火戸) (鉄骨) 床(45分) (45分) ー外壁(45分) 階段(30分) (45分) 階段(鉄骨) 柱や壁などを燃えない材料で造ったもの 柱や壁などを防火性の材料で覆い、()内の 時間以上、火災に耐えられる構造にしたもの

新たな防火規制の具体的な区域は?

検討区域は、右図のとおりです。

防災性の向上とまちなみの維持および保 全をしていくため、地区計画の検討区域と 同じ範囲としています。

なお、防火地域に属する敷地 (緑色) につ きましては、すでに定められている規制に 実質的な変化は生じません。



デメリットはあるの?

燃えにくい素材を使用するため、建替え時に建設コストが割高になるおそれがあります。

アンケートにご協力ください!

防災まちづくりアンケート(回答欄)

該当する項目の□1つに√をつけてください。

- (1) あなたは富士見台駅北部地区に 土地や建物を所有していますか。
- □ ①土地・建物、共に所有している
- □ ②建物を所有している
- □ ③土地を所有している(区分所有権を含む)
- □ ④賃貸に居住しており、不動産は所有していない
- (2) 富士見台駅北部地区は、地震や火災に対して 安全だと思いますか。
- □ ①安全だと思う
- □ ②比較的安全だと思う
- □ ③やや不安に思う
- □ ④不安に思う

良好なまちなみ形成のため「地区計画」を 導入することについて、どのようにお考えですか。

- □ ①導入を検討する必要が<u>ある</u>と思う
- □ ②導入を検討する必要はないと思う
- □ ③わからない

地域の防災性を高めるため「新たな防火規制」を 導入することについて、どのようにお考えですか。

問 3

問

- □ ①導入を検討する必要があると思う
- □ ②導入を検討する必要はないと思う
- □ ③わからない

「地区計画」および「新たな防火規制」に関する

ご質問、ご意見をご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

- ←安全・安心なまちづくりを進めるため、「地 区計画」および「新たな防火規制」の導入の 検討について住民の意向調査を行います。
- ■アンケートの回答について
- 左のはがきの設問にそって、当てはまる番号 を、ご記入ください。
- お手数ですが、はがきを切り取り、 10月13日(金)までにポストへご投函お 願いします。(切手不要)

~貫井・富士見台地区のまちづくりについて は、区のホームページでも紹介しています~

貫井•富士見台地区



<お問い合わせ先>

練馬区 都市整備部 東部地域まちづくり課 貫井•富士見台地区担当

〒176-8501 練馬区豊玉北六丁目 12番1号

- •電話:03-5984-1429(直通)
- FAX: 03-5984-1226
- メールアドレス:

TOUBU09@city.nerima.tokyo.jp